

店舗等募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。）及び西宮市営住宅条例施行規則（平成9年西宮市規則第1号。以下「規則」という。）に基づき、店舗等使用者の募集及び決定について必要な事項を定める

(店舗等使用者の募集)

第2条 条例第56条第5項ただし書きにより店舗等を他の者に使用させる場合、店舗等の使用者を募集するものとし、市政ニュースにより広報する。

(募集計画)

第3条 次の各号により年度当初に募集計画を作成する。

- (1) 募集回数は、原則年1回とする。
- (2) 募集期間は、2週間程度とする。
- (3) 募集対象店舗等は、空き店舗等から管理上支障のない範囲で選定する。

(申込資格)

第4条 店舗等の申込みができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。ただし、第1号ただし書き、第3号、第5号、第6号、第9号及び第10号については法人の代表者も同様とする。

- (1) 募集開始日現在、市内に住所を有する者。法人が申し込む場合にあっては、市内に本店又は主たる事務所を有する法人。ただし、入居決定又は同居承認を受けることなく市営住宅に居住している者、及び店舗等を住所としている者を除く。
- (2) 店舗等の開業及び営業に必要な計画性と資力を有する者。
- (3) 市税の滞納がない者。
- (4) 店舗等の使用料及び保証金を支払う能力を有する者。
- (5) 規則第3条の4第1号から第3号に掲げる条件を備える者。
- (6) 条例第64条第2項の規定による請求を受けて駐車場等を明け渡した者（規則第53条第1号及び第6号の規定を明け渡し事由とした者を除く。）で当該明け渡しの翌日から起算して3年を経過した者。
- (7) 内装工事をする際は、竣工後、完了届を市に提出の上、3ヵ月以内に営業を開始できる者。
- (8) 監督官庁の許認可が必要な業種については、当該許認可を受けることのできる者。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年度法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- (10) 現に条例第64条第2項の規定による請求を受けていない者。

(業種の制限)

第5条 店舗等は福祉目的に限って使用することができる。具体的な業種は募集ごとに指定する。使用決定後の業種変更は認めない。

(申込の基準)

第6条 店舗申込の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用目的が募集申込案内書に記載している用途に適合していること。用途に適合している場合であっても、主として倉庫として使用する申し込みはできない。

(2) 以下のいずれかに該当することが予想される場合の申し込みはできない。

ア 騒音、振動、悪臭など市住民及び周辺へ迷惑をかけるもの。

イ 反社会的なもの。

ウ 風俗営業や公序良俗に反するものなど、住民及び周辺の住環境を害する恐れがあるもの。

(申込手続き)

第7条 第3条、第4条及び第6条の要件を満たさない申込は無効とする。抽選後に判明した場合も同様とする。

2 申込みは、1人もしくは1法人1通に限る。重複申込が判明した場合、当該申込者の申込すべてを無効とする。法人の代表者と個人の申込者が同一の場合も重複申込として取り扱う。抽選後に判明した場合も同様とする。

(内覧の実施)

第8条 募集期間内中に募集店舗等の内覧を実施する。

(抽選)

第9条 申込者の数が募集店舗等数を上回るときは、公開抽選により仮当選者を決定する。

(資格審査)

第10条 仮当選者に対し、必要書類の提出を求め資格審査を行う。

2 書類不備、又は虚偽の申込が判明した場合は、仮当選の権利失効を通知する。

3 資格審査を受けない場合、仮当選の権利失効を通知する。

(使用許可者の決定)

第11条 資格審査の結果、書類に不備が無い者に対し、使用資格の決定を通知する。

(使用手続き)

第12条 使用資格の決定の通知をした者に対し、使用者台帳の提出及び保証金の納入等の使用手続き事務を行う。

(使用許可書の交付)

第 13 条 使用手続きが完了した者に対し鍵渡しを行い、市営店舗等使用許可書の交付を行う。

(使用許可日)

第 14 条 当該店舗等の鍵を渡した日を以て使用許可日とする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めることのほか、店舗等の募集に必要な事項は住宅部長が定める。

付則

この要綱は令和元年 9 月 25 日から適用する。